

令和6年1月23日

田上小学校保護者の皆様

大津市立田上小学校
校長 西村 喜雄

非常変災時における児童の安全確保について(お知らせ)

台風など非常変災時における登下校については「特別警報」「暴風(を含む)警報」の発令を以て決定します。これらの警報が発令された際には、下記の方針に則って対応しますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

非常変災時の方針

1. 臨時休校になる場合

午前7時の時点で滋賀県全域もしくは大津市南部に「**暴風**を含む**警報**」もしくは「**大雨**、**暴風**、**大雪**等に関する**特別警報**」が発令中の場合は、**臨時休業**とします。

- ・大津市内の公立校園は一律に臨時休校となります。この状態での**メール配信はいたしません**ので、テレビ放送、インターネット等でご確認ください
- ・当日の午前7時以降で幼稚園・学校の登園・登校中又は登園・登校後に確実に暴風を含む警報又は当該地域に特別警報の発表が見込めるときは、その日は学校長の判断で臨時休業となることがあります。
- ・大津市から市民に対して武力攻撃事態等による警報があった場合、臨時休業となることもあります。

2. 臨時休校にはならない場合

1以外の警報(大雨・洪水・大雪…等)が発令されていても、臨時休校にはせず、原則として登校します。

- ・学区内の河川の増水等により登下校時の危険が予想される場合、学区内に避難指示が発令された場合など、始業(終業)時刻を繰り下げたり、本校のみ臨時休校にしたりすることがあります。
(必ずtetoru配信でお知らせいたします)

3. その他の臨時措置を執る場合

児童の登校後に警報発令された場合は、臨時に下校時刻を調整する場合があります。

- ・登校途中に休校になった場合でも、**途中で引き返さず**、いったん学校に登校します。
(途中帰宅しても家に入れない場合もあるため)
- ・通学路の安全を十分に確認し、町別に担当教師が引率して集団下校の措置をとります。
- ・雷雨や河川の氾濫の可能性が高い場合は引き渡し措置を執る場合もあります。
- ・その他天候の激変も含め、状況の変化に応じて急な対応をとることもありますが、その場合もtetoru配信いたしますので、可能性が予見できる日は早めの準備・お心づもりをお願いします。
- ・給食を食べずに下校することもあります。

- * 台風上陸など「特別警報」「暴風警報」の発令が予測される時は、調査用紙を配布し、児童の下校について前日に対応表をご提出いただくことで、一人ひとりへの対応を把握し、児童の安全を確保します。ご一読いただき、上記対応が必要となる日に備えてくださいますようお願いいたします。